

会員制度

MARINEMATE CLUB マリンメイトクラスに係る会員規約

第1条 (総称)

本制度は個人会員制度で「マリンメイトクラブ」(以下「会員制度」といいます。)と称し、入会者を「マリンメイト会員」(以下「会員」といいます。)と称します。

第2条 (会員の定義)

本会員規約を承認し入会を申し込まれた方で、阪九フェリー株式会社(以下「弊社」といいます。)が認めた顧客を、「会員」とします。

第3条 (会員の資格)

- 弊社を利用する顧客であれば、特別な制限はありません。
- 入会は、下記により弊社窓口でお受けいたします。尚、船内での入会はできません。
- 1.入会金(入会当初のみ)2,000円を申し受けます。
 - 2.本会員規約を同意のもとに、所定の入会申込書の記載事項全てを記入されていること。
 - 3.お名前・ご住所などを証明できる公的証明書を提示できるか、又は提出できること。
 - 4.入会手続きが終了すると会員証を発行します。(第5条 会員証の貸与 参照)

第4条 (会員情報の変更と届出)

- 1.会員は、入会申込書に記載された事項に変更が生じた場合は、すみやかに弊社へ通知するものとします。なお、会員証の名義変更・譲渡等はできません。

第5条 (会員証の貸与)

- 1.弊社は、会員に対してポイントカード(リライタブルカード)を発行し、これを会員証とします。
- 2.会員証は、弊社内で使用できる「利用券」と交換するためのポイント加算のリライタブルカードです。
- 3.会員は、会員証を弊社の指示に応じて、都度提示するか又は提出して頂きます。
- 4.会員が割引ならびに特典を受ける場合は会員証の提出が必要です。
- 5.会員証は、会員証に記載された会員ご本人以外のご使用はできません。
- 6.会員証の貸与等不正に使用された場合は、会員割引ならびに会員特典は無効となり、会員資格を喪失します。

第6条 (会員証の有効期限)

- 1.会員証の有効期限は、本会員制度からの退会(第8条 会員からの退会 参照)、または会員資格を喪失(第9条 会員資格の喪失 参照)するまでとします。
- 2.ただし、会員資格取得時以降であって、最終利用日からの1年間一度も利用がない場合は、会員資格を失効します。
- 3.最終利用日とは、会員証に記載された日付です。(弊社窓口にて前売券を購入された場合は、ポイント入力された日付が対象となります。)
- 4.会員資格を失効(期限切れ)した場合の再入会は入会金(2,000円)と申し込み用紙が必要です。又この場合の割引は再入会後2回目のご乗船から適用となります。

第7条 (会員証の再発行)

- 1.会員証を紛失または盗難にあわれた場合、再発行料として1,000円を申し受けます。この場合の累積ポイントは0からのスタートになります。
- 2.会員証を破損または汚損した場合、再発行料として1,000円を申し受けます。この場合累積ポイントが判読できれば、その累積ポイントを継続できますが、判読できない場合は、累積ポイントは0からのスタートになります。
- 3.会員証の再発行後に、旧カードが発見された場合、旧カードが第6条の有効期限内の場合に限り累積ポイントを新カードへ換算します。

第8条 (会員からの退会)

- 会員制度から退会する際には、会員証を次のいずれかの方法でご返却していただきます。
- 1.ご来店される場合は、会員証をご持参ください。
 - 2.お電話等で退会される場合は、会員証を郵送していただきます。
 - 3.書簡で退会届けられる場合は、会員証を同封していただきます。
 - 4.退会の場合は、入会金の払い戻しはいたしません。

第9条 (会員資格の喪失)

- 1.会員が、次のいずれかの事由に該当した場合は、会員資格を喪失します。この時点で会員に対する特典を停止し、会員証のリライタブルシステムも停止します。尚、累計ポイントについては無効となります。
イ.第6条第2項の事由による場合。(会員証の有効期限)
ロ.虚偽申告のあった場合。
ハ.会員証を不正に使用し、あるいは金目目的等不当に利用した場合。
ニ.他人に著しい迷惑を与えるような不当な行為があった場合。
ホ.この会員規約に違反する行為があった場合。
ヘ.何らかの事由で会員資格を喪失し、後日再入会の申し込みがあった場合は、新規会員と同様の取り扱いとなります。
コ.会員資格喪失の場合は、入会金の払い戻しはしません。

第10条 (乗船券等の代金の支払い)

- 1.弊社窓口での乗船券等代金の支払いは、現金・クレジットカード・回数券または利用券のみとします。
- 2.船内における、案内所・売店・レストランでの支払いは、現金または利用券のみとします。

第11条 (特典)

- 1.運賃・料金の割引
イ.割引は、ご入会後2回目のご乗船時より適用されます。
ロ.弊社各窓口で会員証をご提示のうえ、下記の適用期間内の乗船券等を購入する場合は、運賃・料金を割引いたします。
(1)適用期間:通常期間
(2)適用除外期間:特別期間(8月、12月、1月は特別期間があります。)
(適用期間は変更する場合があります。ご確認の上ご利用ください)
ハ.他の割引との重複はできません。
ニ.旅行代理店をご利用の場合は、お取扱いできません。
ホ.ロ.の適用期間に乗り換える場合の割引率は、下記ようになります。
(1)機密のみでご乗船の場合は、会員本人のみ旅客乗船代金を、20%引きとします。
(2)乗用車でご乗船の場合
a.乗用車・バイク・自転車の運送代金のいずれかが1台分を、20%引きいたします。

- 尚、バイク・自転車の運転者分の旅客運賃・料金は20%引きとなります。
- b.乗用車・バイクに同乗される方の代金を、20%引きいたします。但し、ご乗船される乗用車・バイクの乗車定員までを限度とします。
- c.乗用車のドライバーが2等指定以上の等級をご利用される場合、2等自由席迄の差額料金を乗用車のドライバー1名のみ50%引きいたします。尚、バイク・自転車の運転者は対象外です。(トラック・バスの運転者も対象外です。)
- d.乗用車を回数券で精算された場合の割引はございません。また、車両の全長の変更による追加料金に対しても割引はございません。

ヘ.トラックまたは団体でご乗船の場合は、適用いたしません。
2.ポイント制度について

- イ.ポイントは、1回目のご利用から取得できます。
ロ.ポイント付与の対象は、下記の通りです。
(1)ポイント付与には会員証の提示が必要です。
(2)弊社のりば窓口にて乗船券を現金・クレジットカードで精算された金額に対して、100円ごとに1点のポイントを会員証に換算します。ただし、100円未満の金額もしくは利用券による精算分については、ポイント付与の対象外とします。
尚、回数券で精算された場合は、回数券でご利用できる金額の80%に対して、100円ごとに1点のポイントを会員証に換算します。
(3)ポイント付与の対象になる運賃・料金は、下記のとおりです。
a.第11条第1項の割引を使用した運賃・料金及び正規運賃・料金。但し、特別期間(第11条記載の適用期間以外の期間)の復路割引を使用した運賃・料金は、対象とします。(マリンメイト会員割引・復路割引以外の割引を使用された場合は対象外です。)
b.旅客のみでご乗船の場合は、会員本人の運賃・料金分のみポイントを付与します。
c.乗用車・バイク・自転車で乗船の場合は、車両1台と運転者の運賃・料金分のポイントを付与します。但し、同乗者につきましては、ご乗船される乗用車・バイクの乗車定員までを限度として、運賃・料金分のポイントを付与します。
(4)乗船券購入後の変更・取消時には、必ず会員証をご提示いただきます。ご提示いただけない場合は、変更・取消が出来ません。
(5)船内におけるポイント付与の対象になる料金は、下記のとおりです。
a.客室の等級変更をした場合。(3)に準じた差額料金を限度とし、ポイントを付与します。
b.売店(タバコの購入は除く)・レストラン・ゲームセンター以外の遊具施設料金を(保証料は除く)の支払い分、1回のご乗船につき3,000円(30ポイント)を限度とし、ポイントを付与します。
食事のクーポン券や団体食についてはポイント付与の対象になりません。
c.a.b.のポイント取得につきましては、必ずご精算時に会員証をレジの係員へご提示下さい。
ご精算終了後のポイント付与はできません。

- (6)利用券を使用して精算された金額はポイント付与の対象になりません。
ハ.トラックまたは団体での乗船代金は、ポイントの付与をいたしません。
ニ.取得ポイントが一定ポイントになると、利用券とお引き換えします。
ホ.利用券は1枚当たり、1,000円の券です。また、利用券の有効期間は、発行日を含む1年間です。

ヘ.利用券への交換は、次の通りとします。

- (1)取得ポイント1,000ポイントで、5,000円分の利用券を交付します。(交換率5.0%)
- (2)取得ポイント1,500ポイントで、10,000円分の利用券を交付します。(交換率6.7%)
- (3)取得ポイント2,000ポイントで、20,000円分の利用券を交付します。(交換率10.0%)
- (4)2,000ポイント以上取得されている場合は、(3)の交換ポイントを最大とし、(3)の交換後に残ったポイントに対して(1)から(3)の交換を適用します。

ト.会員は任意に、取得ポイントごとに利用券へ交換でき、交換後の残ポイントは次回に繰り越すことができます。ただし、第9条・会員資格の喪失をした場合は、累計ポイントは無効となります。

チ.利用券への引き換え窓口は弊社フェリーのりばに設けます。尚、引き換え時間は、午前9時から最終便出港時までとします。

- リ.利用券の使用については、次の通りとします。
(1)弊社フェリーのりば窓口にて、当日の乗船券等を購入する場合に使用できます。尚、乗船券購入後に取消された場合、利用券の返還はできません。
(2)船内案内所で、当日の、客室の等級変更する場合に使用できます。
(3)営業航海中の船内のゲームセンター以外の遊具施設利用料(保証料は除く)の支払い時に使用できます。
(4)営業航海中の船内における売店(タバコの購入は除く)・レストランでの支払い時に使用できます。
(5)利用券の有効期間は発行日を含む1年間です。
(6)利用券1枚につき1,000円までご利用になれますが、1,000円に満たない額でのご利用であっても、差額(つり銭)は返却いたしません。
(7)利用券は、前売り乗船券購入時のご使用はできません。
(8)利用券は、再発行いたしません。
(9)利用券は、換金できません。

第12条 (規約の変更)

1.本規約の内容を変更する場合は、会員の承諾なくして変更することができるものとします。

第13条 (マリンメイトクラブの終了通知)

本会員制度を終了する場合、阪九フェリーは6ヶ月前までに会員に通知いたします。会員制度終了のその日からポイントの換算は中止となります。終了の通知から1年間は、ポイント交換が可能です。

第14条 (申込書記入事項の使用目的)

会員申込書に記載された個人情報は、弊社の個人情報保護方針に基づき厳正な管理の下、安全に保管いたします。また、入会時にご記入いただいた個人情報の使用目的は、下記の通りです。

- 1.ご乗船時の乗船名簿として使用します。
- 2.弊社からの営業目的もしくは、告知等のダイレクトメールに使用いたします。
- 3.裁判所や警察等の公的機関から、法律、法令に基づく正式な請求を受けた場合は、個人情報を開示いたします。

第15条 (会員に関する窓口)

本規約に関して疑義が生じた場合、または租会事項については、弊社「営業企画課」が窓口となりますので、下記にお問い合わせください。
〒800-0113 福岡県北九州市門司区新門北1丁目1番 TEL(093)481-6981
手続き等のお問い合わせについては、旅客・乗用車専用予約ダイヤルへお問い合わせください。
新門司 (093)481-6581 神戸 (078)857-1211 泉大津 (0725)22-7171